

柏ろうむサポート

ろうサポNews

いつもお読みいただき有難うございます。今年最後の年末号をお届けいたします。さて事務所は繁忙期です。狭い事務所を小走りしたくなる程忙しいのですが（笑）お客様とのお電話で「お互い年末仕事がんばりましょうね！」と声を掛け合うことで気持ちがほっこり温かくなっています。（^_^） まずはセミナーのお知らせから

ろうサポ主催♡

冬セミナー2012.1.18

申し込み受付中！



今回メイン講師をお願いしているのは内科医の吉野真人氏です。産業医でもある吉野ドクターは、経営者の心身の健康相談に実績が多数有り！

私川村は、今月15日にセミナー打ち合わせも兼ねて吉野クリニックに伺って、“ラドン浴体験”をしてきま

す！これ以上健康になってどうするわたし…?!
（苦笑）



～こんな社長におススメです～

- まだ体力には自信のあるアラフォー社長
（「アラフォー」とうたっていますが、50代以降の方でも十分お役に立てる内容です）
- 若々しさをキープしたい社長さま
- 社長の健康管理が心配な社長奥さま
- メタボが気になってきた社長さま
- 社員の元気のなさが気になる社長さま

ろうサポのお客様は優先的にお席を確保いたしますので、お早めにお申し込み下さいませ。

蒲田よしのクリニック

大田区蒲田 5-27-10 蒲田 TK ビル 1階

<http://kamata-yoshino-clinic.com/>

The就業規則③

先月に続いて就業規則第3弾です。どんなご相談が多いのか、引き続き、事例を簡単にご紹介します。



相談事例⑦

会社プロフィール	サービス業	約30名
きっかけ	退職した社員が同業者に転職した。在籍中には複数の資格をしっかりと取らせたのにも関わらず…（怒）	
社長の気がかり	同業者への転職を制限することは可能か？	
川村作業ポイント【一部変更】	「競業禁止の義務」という条文を盛り込むこと、他に誓約書も手直しすることを提案。ただし絶対的な拘束力はない。競業を禁止する地域や年数などをできるだけ最低限にすることで合理的と見られる。	



会社プロフィール イベント企画 10名未満

きっかけ

法人化したのをきっかけに後回しにしていた労務管理を見直したい

社長の気がかり

まったく知識が無いので、日々の管理が不安。労基法の基本から教えてほしい。

川村作業ポイント

【新規作成】

まずは現状と社長方針をしっかりお聞き取り。若い会社が着実に成長できるような労務管理の土台にしたい。時間をかけたヒアリングの結果、「一人暮らし奨励金」などオリジナルに富んだ内容が盛り込まれた。

新規作成や別規程作成など

年明けから始めれば…

来年4月施行に間に合います！

1,2,3月は規程作成にちょうどいいタイミングです。

以下のサービスについてお気軽にお問い合わせください！

現行の規程の簡易診断（顧問のお客様は無料です）

法改正に応じた変更（育児介護休業、定年延長など）

別規程の作成

新規作成



労務TOPICS

年次有給休暇の取得日数・取得率は？

◆労働者30人以上の企業が回答

厚生労働省は、平成23年「就労条件総合調査」の結果を10月下旬に公表しました。この調査は、民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としています。

調査対象は常用労働者30人以上の企業であり、平成23年1月1日現在の労働時間制度、賃金制度などの状況について4,296企業が有効な回答を行いました。

◆年次有給休暇の取得状況

1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く）は、労働者1人平均17.9日（前年17.9日）であり、そのうち労働者が取得した日数は8.6日（同8.5日）となっています。取得率は48.1%（同47.1%）です。

企業規模別に取得率をみると次のようになっており、規模別では取得日数・取得率ともに前年をわずかに上回ったケースが多いですが、まだまだ低水準だと言えます。

- 1,000人以上…55.3%（前年53.5%）
- 300～999人…46.0%（前年44.9%）
- 100～299人…44.7%（前年45.0%）
- 30～99人が…41.8%（前年41.0%）

◆「仕事優先」か「プライベート優先」か

株式会社毎日コミュニケーションズが2011年4月入社の新入社員を対象に実施した意識調査の中で、「仕事とプライベートどちらを優先した生活を送りたいか」をたずねたところ、4月実施調査の同設問と比較して、「仕事優先」が21.7ポイント減少、「プライベート優先」が22.5ポイント増加したそうです。

企業規模や業種業態などにより年次有給休暇を取得できる環境は様々でしょうが、社員のプライベートも大切にしながら、効率よく仕事を行い、積極的に休暇を取らせる仕組みづくりも大切だと言えるでしょう。

たしかに有給が取りやすいというのは、労働者にとって満足感がありますね。まずは日数の半分の消化を目指してはどうでしょうか。

雇用・労働をめぐる最近の裁判例

◆「雇止め」をめぐる裁判例

地方自治体の非常勤職員だった女性（55歳）が、長年勤務していたにもかかわらず、一方的に雇止めをされたのは不当であるとして、自治体を相手取り地位確認や慰謝料（900万円）の支払いなどを東京地裁に求めていました。

同地裁は、「任用を突然打ち切り、女性の期待を裏切ったものである」として慰謝料（150万円）の支払いを認めましたが、地位確認については認めませんでした。

この女性は、主にレセプトの点検業務を行っており、1年ごとの再任用の繰り返しにより約21年間勤

務していたそうです。(11月9日判決)

◆「過労死」をめぐる裁判例

外資系携帯電話端末会社の日本法人に勤務し、地方の事務所長を務めていた男性(当時56歳)が、接待の最中にくも膜下出血で倒れて死亡した事案で、男性の妻が「夫が死亡したのは過労が原因である」として、労災と認めず遺族補償年金を支給しなかった労働基準監督署の処分を取り消すよう大阪地裁に求めていました。

同地裁は、会社での会議後に行われた取引先の接待について「技術的な議論が交わされており業務の延長であった」と判断し、男性の過労死を認めました。

この男性は、お酒が飲めなかったにもかかわらず、週5回程度の接待(会社が費用を負担)に参加していたそうです。(10月26日判決)

◆「震災口実の解雇」をめぐる労働審判申立て

仙台市の複合娯楽施設2店舗で働いていたアルバイトの男女(11人)が、「東日本大震災」を口実とした解雇は無効であるとして、施設の運営会社を相手に地位確認などを求めて労働審判を申し立てました。

同社から解雇されたのは今回申立てを行った計11人を含め568人もおり、約100人が同様の申立てを検討しているとのこと。

アルバイト側の代理人弁護士は「震災を口実とした便乗解雇であり、許されない」とコメントしてお

り、今後の審判の行方が注目されます。(10月25日申立て)

過労死はともかく、雇止めや解雇はいつも簡単にトラブルになってしまうことを痛感します。



今流行の「朝活」って何？

◆出勤前に勉強会などへ参加

会社への出勤前に勉強会などに参加する「朝活」が若い世代を中心に広がっているようです。

インターネット交流サイト(SNS)などを利用して業種や世代を超えた参加者と出会って人脈を作る「朝活」は、一種の自己投資として注目されています。

◆「SNS」が出会いの場

インターネット交流サイト(SNS)は2000年代の中頃から普及し、人脈を広げたいビジネスパーソンなどに活用されています。

大手交流サイトには、「朝活」で検索できるコミュニティが約150もあり、呼びかけ人が場所・時間・活動内容などを掲示し、希望者が参加意思を書き込む仕組みで、最も大きいコミュニティには2,000人以上が参加しているとのこと。

◆人脈作りやスキルアップに効果的

ある人材コンサルタントは「時間の投資計画に敏感になることがキャリアアップの秘訣」と話しています。

バブル期までは、接待や社内飲み会が全盛で、ビジネスパーソンの多くは「夜型」でしたが、バブル崩壊後は宴席が減り、どちらかという「朝方」に変化していきました。

また、不況で人員削減が進み、ビジネスパーソンの中で自己を守るための「自己投資」が本格化してきました。

さらに、「SNS」の普及により、同じ志を持つ人々が「朝活」に集う環境が整いつつあるようです。

◆幅広い「朝活」のテーマ

この「朝活」の効能は「気持ちがいい、楽しい、ためになる」の3つだと言われており、交流系、学習系、健康系、趣味系、仕事系、情報収集系、奉仕系に分類されます。

現在、自分の定年まで会社が存続するのかどうか不透明な時代です。常に必要とされる人材であり続け、何かあったときには助け合える人間関係を作るため、この「朝活」を始める人も多いようです。

事務所近くのカフェでモーニングを始めたお店があり先日スタッフと行ってみました。「朝ミーティング」♪気持ちが良くてなかなかよかったですよ! (^_^)

～事務所より～

外部セミナー



講師・金成センセイ♪

先日、主婦の方々に、「健康保険・扶養・年金」のお話をさせて頂きました。大変勉強熱心な方が多く、真剣なまなざしが印象的でした。

12/1 知れ合いの会計セミナー
TKCセミナーのお手伝い 主催としました。

できる社員が定着する為に
魅力ある職場環境づくり



TKC
セミナー
講師
川村
センセイ

11月末からお手伝いに来て下さっている寺田さんです。お仕事でデキハキとごなし、優しく微笑みととても素敵な女性です♡♡



認証番号 00171
SRP認証は、個人情報保護の基準を満たした社労士事務所と与えられます

今年はい... * コンサルの実務が増えた！
こまめにお呼ばれセミナー いくつか
* マーケティングは練習不足でダメだった
年の瀬に... しみじみ思うこと
うちの事務所はお客様にホントに恵まれている(！)
* 対応しやすい事務所にならなくては...!!
川村やう子 (泣)

今年はい... * 会計の知識を少しですが習得しました。
* 社労士リフト、これを少しづつ使いこなせるようになって交り率UP!!
来年は社内環境UPをめざして頑張ります

今年を振り返りつつ... 来年の抱負など(泣)

今年はい...
♪ 特定社労士に合格できた♡
♪ 川村さんの後輩として、賃金制度の研究会に参加。
♪ 毎日6,000歩目指して歩くようになった！
来年は、お客様の成長に負けまいよう、一歩先を行く対応に磨きをかけたいと思います。そして、目指せ10,000歩！
金成

今年はい...
♪ 社労士試験に何とか合格！
♪ 楽しいお客様との出会い...♡
♪ 事務の負担を少し...
♪ ランニングを始めました
川村コー子と英に♪
来年は!!
♪ 本音を聞き出し、色々な事に取り組んでいます。
島中 (泣)



今年一年お世話になり大変有難うございました。来年も今まで以上に役に立って下さるよう皆で成長したいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

良いお年をお迎えくださいませ。

- 事務所冬休みは12月29日～1月4日です。
- 「ろうサポ News」1月の発行はお休み致します。



○柏ろうむサポートは給与計算のアウトソーシングに力を入れています。

- ・振込データ伝送のための全銀協フォーマットに対応しています。
- ・ご要望があれば有給休暇管理や住民税の手続きもお引き受けいたします。
- ・現場に合った適正な労務管理をアドバイスします。例えば残業時間の管理など。是正勧告などのリスクが軽減されます。
- ・保険手続と合わせて情報を一元管理することで、効率化が図れるのでお得感のある料金設定です。

少しでもお困りでしたらお気軽にご相談ください。
給与計算サイト <http://www.sikyumeisai.jp/>

○お知り合いの会社様で人事・労務問題でお困りの方がいらっしゃいましたら、どうぞご連絡ください。ご紹介であれば初回無料で訪問相談・電話相談をさせて頂いております。親身に対応させていただきます。宜しくお願い致します。

○柏ろうむサポートには、柏周辺に優秀なお仲間がいます。相談しやすい税理士さん、熱心な司法書士さん、各分野に特化した行政書士さん、敷居の低い？弁護士さん、独立系FPさんなどなど。
他士業へのご相談がありましたら、自信を持ってご紹介いたしますので、お声を掛けてください。

○川村は賃金制度の研究会に所属しています。中途採用や昇給、賞与の決め方に迷ったりすることはありませんか？ 公務員型の年功給ではなく、小難しい職能給でもなく、大企業の成果重視型でもなく、形だけの目標管理制度でもなく、
中小企業が無理なく運用できるもの、そして働く社員のやる気が向上するもの...というのが私達が研究している「役割期待対応型」の賃金制度です。「8日間で再構築する賃金コンサル」にご興味があれば、説明資料をお送りいたします。